

手 数 料 表
(一般登録型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または 円）</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載された年収額）の <u>30%（または 円）</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載された年収額）の <u>30%（または 円）</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
* 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 23-ユ-302257

事業所の名称及び所在地 株式会社リードル 本店

愛知県岡崎市若松町字伝兵衛屋敷 18 番地 岡崎総合事務所 2 階

手 数 料 表
(サーチ／スカウト型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>20,000 円</u> 活動 1 日あたり(同行業務※1) <u>50,000 円</u> (または、活動 1 時間あたり※2 <u>8,000 円</u> ※1 同行業務は 1 日 (1 回) あたりで取り扱うものと し、「活動 1 時間あたり」の費用では取り扱わない。 ※2 活動費用の上限額は、<u>50,000 円/日</u>とする。 (活動 1 日あたり (同行業務※1) と同額) 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内 定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>30% (または 円)</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間 が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われ る賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されて いる額) の <u>30% (または 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 23-ユ-302257

事業所の名称及び所在地 株式会社リードル 本店

愛知県岡崎市若松町字伝兵衛屋敷 18 番地 岡崎総合事務所 2 階

手 数 料 表
(再就職支援型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 <u>0 円</u> 相談・助言終了時 <u>0 円</u> 成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または 円）</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または 円）</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%（または 円）</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 2 3 - ユー 3 0 2 2 5 7

事業所の名称及び所在地 株式会社リードル 本店

愛知県岡崎市若松町字伝兵衛屋敷 1 8 番地 岡崎総合事務所 2 階

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が自己都合により入社後 3 ヶ月未満に退職した場合、受領した紹介手数料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退社時期	返還する紹介手数料
入社から 1 ヶ月未満	5 0 %
入社から 2 ヶ月未満	4 0 %
入社から 3 ヶ月未満	3 0 %

なお、就職した者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されません。また、就職した者が、採用日以前に派遣等の形態で職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されません。

※職業紹介責任者とは、厚生労働大臣に届出をおこなっている職業紹介責任者です。
その他ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

許 可 番 号 2 3 - ユー 3 0 2 2 5 7

事業所の名称 株式会社リードル 本店

事業所の住所 愛知県岡崎市若松町字伝兵衛屋敷 1 8 番地 岡崎総合事務所 2 階